

阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、移住支援補助金（以下「補助金」という）。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市以外へ転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合：半額

(テレワークの場合)

 - (6) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

 - (7) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：半額

移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記、阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾しました。

年 月 日

申請者氏名(自署)